○日野市建築基準法施行細則による建築設備概要書等

日野市建築基準法施行細則（令和元年規則第２８号。以下「細則」という。）第１１条の４第２項の規定に基づき、市長が別に定める書類を次のように定め、令和３年６月１日より施行する。

一　細則第１１条の４第２項第１号アに規定する建築設備概要書及び建築設備工事監理状況調書　別記第１号及び別記第１号の２

二　細則第１１条の４第２項第１号イに規定する建築設備概要書及び建築設備工事監理状況調書　別記第２号及び別記第２号の２

三　細則第１１条の４第２項第１号ウに規定する建築設備概要書及び建築設備工事監理状況調書　別記第３号及び別記第３号の２

四　細則第１１条の４第２項第２号に規定する昇降機工事監理状況調書　別記第４号

五　細則第１１条の４第２項第３号に規定する昇降機工事監理状況調書　別記第５号

六　細則第１１条の４第２項第４号に規定する遊戯施設工事監理状況調書　別記第６号